

広島県訓令
 広島県議会議務局訓令
 広島県選挙管理委員会訓令
 広島県人事委員会訓令
 広島県監査委員訓令
 広島県監査委員訓令
 広島県公営企業管理規程
 広島県病院事業管理規程

第三号

本庁
 地方機関
 議会事務局
 選挙管理委員会事務局
 人事委員会事務局
 監査委員事務局
 労働委員会事務局
 海区漁業調整委員会事務局
 企業局本庁
 企業局地方機関
 病院事業局本庁
 病院事業局病院

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯崎英彦
 広島県議会議長 林正夫
 広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利
 広島県人事委員会委員長 高升五十雄
 広島県代表監査委員職務代理者 高橋義則
 広島海区漁業調整委員会会長 山本正直
 広島県公営企業管理者 寶来伸夫
 広島県病院事業管理者 大濱紘三

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

広島県訓令
 広島県議会議務局訓令
 広島県選挙管理委員会訓令
 広島県人事委員会訓令
 広島県監査委員訓令
 広島県監査委員訓令
 広島海区漁業調整委員会訓令
 広島県公営企業管理規程
 広島県病院事業管理規程

部を次のように改正する。

第二条第一項第二号アの表を次のように改める。

区 分		職
課		課の長
行政組織規則第三条に規定する特別又は臨時の機関（以下「特別な機関」という。）		特別な機関の長
行政組織規則第五条第二項に規定する戦略企画チーム		戦略企画チームの長

第二条第一項第二号イの表企業局本庁の項中「企業局事務部長」を「企業局経営部長」に改める。

第三条第二項中「総務局総務管理部人事課職員健康担当監」を「総務局人事課職員健康担当監」に改める。

第七条第一号中「総務局総務管理部長の職にある者」を「当該機関に所属する職員のうちから総務局長があらかじめ選任する者」に改める。

第十二条第二項の表本庁等地域の項中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改める。

第十六条第一項中「部、総務局（総務管理部及び財務部を除く。）、危機管理監及び都市局」を「課、特別な機関及び戦略企画チーム」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。